

## 役員等の選任とその報酬に関する規程

(目的)

第1条 学校法人ノートルダム女学院の役員等とその報酬は本規程による。

(定義等)

第2条 本学院の寄附行為第7条における理事のうち、本学院の専任職員である者を学内理事といい、それ以外の理事を学外理事という。

2 本学院の寄附行為第32条における評議員のうち、本学院の専任職員である者を学内評議員といい、それ以外の評議員を学外評議員という。

(役員等の選任)

第3条 本学院の経営上特別の課題がある場合は、それらに対処するため常勤理事、常勤監事、顧問および相談役をおくことができる。

2 常勤理事は、学外理事の中から理事会において選任する。

3 常勤監事は、監事の中から理事会において選任する。

4 顧問および相談役については理事長が委嘱する。

(報酬等の金額)

第4条 役員等の報酬は、下表のとおりである。

月	理事長 (学外) 学内理事 常勤理事 学外理事 監事 常勤監事 学内評議員 学外評議員 学院長 (学外) 学院長 (学内) 特別顧問	別表第1の俸給表に基づき理事会において決定する。 50,000円 別表第1の俸給表に基づき理事会において決定する。 50,000円+交通費 50,000円+交通費 別表第1の俸給表に基づき理事会において決定する。 30,000円 (評議員会開催出席1回につき) 30,000円+交通費 (評議員会開催出席1回につき) 別表第1の俸給表に基づき理事会において決定する。 報酬なし (給与規程に則り職員として給与のみ支給) 20,000円+交通費 (会議出席1回につき)
年 末 手 当	理事長 (学外) 学内理事 常勤理事 常勤監事 学外理事・監事	150,000円 報酬なし 報酬なし 報酬なし 50,000円+特別手当 (特別手当額については理事長が決定する)

年 末 手 当	学内評議員 学外評議員 学院長 特別顧問	報酬なし 報酬なし 報酬なし (但し、報酬月額を勘案し学外理事、監事に準ずる場合もある。) 150,000円×会議出席率
退 任 手 当	学外理事・監事 学院長(学外) 特別顧問	100,000円×在職年数(端数切り上げ) 100,000円×在職年数(端数切り上げ) 報酬なし

(報酬等の支払い方法)

第5条 役員等の報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月25日(ただし支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)

(2) 年末手当 毎年12月

(3) 退任手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

2 特別顧問に対する報酬は、理事会または評議員会等の出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立貯金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

ただし、任期満了にともなう役員の退任については、その月の末日までの分を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準とする。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

この規程は、平成2年4月1日から実施する。

この規程は、平成3年4月1日から改正し実施する。

この規程は、平成11年4月1日から改正し実施する。

この規程は、平成14年4月1日から改正し実施する。

この規程は、平成15年4月1日から改正し実施する。

この規程は、平成20年4月1日から改正し実施する。

この規程は、平成20年7月22日から改正し実施する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年12月25日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から改正し施行する。

なお、第4条に定める報酬等の金額については、令和7年度定時評議員会終結時までは、なお従前の例による。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

号俸	報酬の額
1	月額 30万円
2	月額 40万円
3	月額 50万円
4	月額 60万円
5	月額 70万円
6	月額 80万円
7	月額 90万円
8	月額100万円
9	月額110万円
10	月額120万円